

体のガイドラインに基づいて、各省庁において保存期間を設定するように定められています。

内閣総務官室の推薦名簿については、政府全体のガイドラインにおける定型的、日常的な業務連絡に該当し、大量の個人情報を含む文書の管理が負担となるなどを踏まえて、内閣総務官室において一年未満の保存期間と定めています。こういうルールです。

あくまでルールに基づいて、保存期間を設定をし、内閣官房の判断で適切な時期に廃棄したものと承知をいたしております。まさにきょう破壊したいのはその言葉なんですよ。適正にルールに従つてやっていると。

官房長官、桜を見る会は、ちょっととよく聞いてくださいよ、ちょっとよく聞いてください。いろいろ大事な打合せもあるでしょうが、ちょっとよく、ここは大事なところなので。

桜の会は、官房長官、四月の十三日に行われました。これは別に、四月十三日だろうが何日だろうがいいんですよ、こんなことは。主権者は、総理大臣と決まっていいます。これは重要なことです、動かしがたいことなので、議論の対象にならない。

何をやったのか。花見をしたんですよ。そこ

れはまだ当たり前なんです。それからもう一つ、会場は新宿御苑ですよね。これもどつちでもいいんですよ、別に、上野公園だろ。いや、それは、いろいろ、物理的なことや警備はありますよ。しかし、本質じやない。ということは、いつ、どこで、何を、誰の招待でやるかは、まあ、動かし得ることであり、どちらもいいことで、本質ではないんです。この事業の本質は、誰を招待したかにあるんですね。誰を招待したかがこの桜を見る会という事業の核心なんです。その事業の核心たる名簿を、内閣総務官室は、日々の日程表や業務管理表と同等の、価値のない、低い文書だと言つておられるわけ

す。そうやつて捨てているわけです。

官房長官、改めてお願ひします。

この事業の核心は、誰を招待したかにあります。それを唯一担保する招待者名簿は、極めて重要な公文書です。そして、人事課には、その気になればそれを適正に管理する能力があります。改めて、この文書の保存、一年以上とするように、改めます。

○菅國務大臣 いつから一年未満ということを、さかのぼりました、今わかる範囲で。菅政権のときからだつたんです。内閣総務官室の名簿といふのは、かつての野党政権のときからあります。

この場で、官房長官、指示をしてください。

○菅國務大臣 いつから一年未満ということを、さかのぼりました、今わかる範囲で。菅政権のときからだつたんです。内閣総務官室の名簿といふのは、かつての野党政権のときからあります。

なればそれを適正に管理する能力があります。改めます。それを唯一担保する招待者名簿は、極めて重要な公文書です。そして、人事課には、その気になればそれを適正に管理する能力があります。改めます。

○菅國務大臣 いつから一年未満ということを、さかのぼりました、今わかる範囲で。菅政権のときからだつたんです。内閣総務官室の名簿といふのは、かつての野党政権のときからあります。

この場で、官房長官、指示をしてください。

○菅國務大臣 いつから一年未満ということを、さかのぼりました、今わかる範囲で。菅政権のときからだつたんです。内閣総務官室の名簿といふのは、かつての野党政権のときからあります。

なればそれを適正に管理する能力があります。改めます。

に適切かどうか、改めて検討してください。

それでは……（菅國務大臣「委員長」と呼ぶ）官房長官、結構です。時間が終わりましたので、もうやめます。

もうやめますが、もう一つ、本当は、さつき聞かれたな、森大臣、検察の人事のことなんですが、今からちょっとその実務的なことをお調べい

ただくとして、これ、もう一つの論点は、なぜ半

年延長したかなんですか。

法律上、一年延長できる。そうすると、半年後には、カルロス・ゴーン逃亡事件は決着をつけられると、半年後という八月。八月といえは、稻田検事総長の定年退職日の前後で

よう。なぜ半年延長したのか。法律には稻田さんにつなぐためとは書いてありませんから。法律には、検察業務に対する著しいまあ、國家公務員法を援用するとしても、我々はそれに反対す

ります。それはまた次回改めたいと思います。

ありがとうございます。

○小川委員長 なぜ半年延長したのか。法律には稻田さんにつなぐためとは書いてありませんから。法律には、検察業務に対する著しいまあ、國家公務員法を援用するとしても、我々はそれに反対す

ります。それはまだ次回改めたいと思います。

ありがとうございます。

二十四名の方とその家族八名、合計三十二名が収容をされております。

同大学の広報、プレスリリースによりますと、今後、数日に分けて最大百七十名を受け入れる予定だというふうに広報されております。

既に、三十二名の中から肺炎の症状があつた方四名が県内の医療機関に緊急搬送されておりま

す。陽性反応があつた人たちでありますので、こ

の三十二名のうちから既に四名ということでありまして、今後百七十名を受け入れていくというこ

とにになりますと、同じような事態が、近隣の医療機関に緊急搬送する、こういうことはあり得ると

思ふんです。そういうのも、同センターは医療行為が行えないという、検温とか血圧測定はできるん

ですけれども、それができないというところでありますので、そのところを、今後あり得る事態

となります。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

ですから、転院先というのが今後必ず必要にな

ります。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

二十四名の方とその家族八名、合計三十二名が収容をされております。

同大学の広報、プレスリリースによりますと、今後、数日に分けて最大百七十名を受け入れる予定だというふうに広報されております。

既に、三十二名の中から肺炎の症状があつた方四名が県内の医療機関に緊急搬送されておりま

す。陽性反応があつた人たちでありますので、こ

の三十二名のうちから既に四名ということでありまして、今後百七十名を受け入れていくというこ

とにになりますと、同じような事態が、近隣の医療機関に緊急搬送する、こういうことはあり得ると

思ふんです。そういうのも、同センターは医療行為が行えないという、検温とか血圧測定はできるん

ですけれども、それができないというところを

あります。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

二十四名の方とその家族八名、合計三十二名が収容をされております。

同大学の広報、プレスリリースによりますと、今後、数日に分けて最大百七十名を受け入れる予定だというふうに広報されております。

既に、三十二名の中から肺炎の症状があつた方四名が県内の医療機関に緊急搬送されておりま

す。陽性反応があつた人たちでありますので、こ

の三十二名のうちから既に四名ということでありまして、今後百七十名を受け入れていくとい

うふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

二十四名の方とその家族八名、合計三十二名が収容をされております。

同大学の広報、プレスリリースによりますと、今後、数日に分けて最大百七十名を受け入れる予定だというふうに広報されております。

既に、三十二名の中から肺炎の症状があつた方四名が県内の医療機関に緊急搬送されておりま

す。陽性反応があつた人たちでありますので、こ

の三十二名のうちから既に四名ということでありまして、今後百七十名を受け入れていくとい

うふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握をされ

ているふうに思います。

車両の状況等についてどのように把握

て、そうした病気が発症したときにはどこでしっかりと受けとめていただけなのか、仕組みをしつかりとつくさせていただきたいと思います。

○藤野委員 十八日の夜に初めて住民説明会が行されました。百席が用意されたけれども二百人以上が参加したと聞いております。受け入れる場所があつてよかったですという地元の声もありますが、突然の受入れでありますので、戸惑いの声も上がっております。

配付資料の一はその記事ではありますけれども、近くに道を挟んで小学校もあつたりするところの説明会で配付されましたのがこのビラ一枚だけでありまして、これは、マスク、買ひ占めなども、近づくに道を挟んで小学校もあつたりするところの説明会で配付されましたのがこのビラ一枚だけです。これは、マスク、買ひ占めなども、近づくに道を挟んで小学校もあつたりするところの説明会で配付されましたのがこのビラ一枚だけです。

私、そのときの議事録も読ませていただきました。議事録を読ませていただきますと、冒頭、厚労省の方がこうおっしゃっています。「皆様方の心配していることの半分以上は、危惧に終わると思いますが、ここから始まるんですね。一時間の予定だったのが二時間以上やつたんですが、結果どうだったか」というと、「うだつたか」という声が上がっています。小学二年生の娘が怖がっているが、住民目線での説明はなかつたといふんですね。センターから道を挟んで目の前に小学校があるわけですね。ですから、やはり不安になるのは当然だと思うんです。

そうした、まさに、住民目線に立つた説明が、冒頭、皆さん方の心配していることの半分以上は危惧に終わるという、そこから始まつたにもかかわらず、やはりこれは解消されておりません。それどころか、先ほど大西委員から紹介もありましたけれども、厚労省の担当者から、「ゴジラでもない限り、道路を越えて学校まで届くようなくしゃみはあり得ないなど」という発言まであったとされています。

厚労大臣にお聞きしたいんですが、住民の不

安、やはり突然のことでもあります、そして、こ

れはこの岡崎市だけではなく、今後いろいろなところでも考え得る、既にさまざまな地域、千葉の勝浦や和歌山もあるわけですけれども、やはりそういうことがあります。

この説明会で配付されましたが、戸惑いの声も上

がつております。

配付資料の二はその記事ではありますけれども、近づくに道を挟んで小学校もあつたりするところの説明会で配付されましたが、戸惑いの声も上がつております。

ただ、やはりそうした思いをしつかり受けとめ

くことが重要じゃないか。

とりわけ、私、懸念しているのは、せつかく受

け入れてくださった施設に対する差別といいます

か、住民感情、さまざまあります。これはやは

り厳重な警護の装備とかを見ますと、そうした思

いに駆られるのは当然な面もあります。

ただ、やはりそうした思いをしつかり受けとめ

て対応していく、厚労省の担当者の方が何を発言

するか、どういう説明をするか、それがそうした

感情を助長するのか、それとも解消するのかにか

かってくるわけですから、そうしたことをして

り認識して対応していくという、その点について

お考えをお聞かせください。

○加藤国務大臣 今回の新型コロナウイルス、ま

だこれはどういうものなのかがわからない。それ

から、もう一つの課題は、これに対するワクチン

とか、あるいはこれを治療するという方策も明ら

かになつてない、どちらかといえば対症方法に

よらざるを得ない。そうしたことも含めて、いろ

いろ住民の方が御不安を持つのは、これは当然のことだと思います。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつてているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 検察庁法の法案提出当時の提案理

由につきましては、当時の司法大臣が、「新憲法

が司法権の独立につき深甚の考慮をいたしております

されています」とおっしゃっています。

○藤野委員 今のは配付資料の二と三、今のが

まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

「さら

にまた新憲法は、第六章におきまして、司法権の

独立を強化し、最高裁判所に違憲立法院審査権や、

規則制定権を与えるとともに、その構成にも、特

別の配慮をいたしているのであります。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 今のは配付資料の二と三、今のが

まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

院司法委員会において、刑事訴訟法改正案の提案

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○森国務大臣 昭和二十三年五月二十八日の衆議

院司法委員会において、刑事訴訟法改正案の提案

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 ぜひ、本当に住民の心配に寄り添つ

た対応を求めていたいと思います。

厚労大臣は退席いただいた結構でございます。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、

御退席いただいて結構でござります。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年

延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行

われております。そして、元閣僚等に対する刑事

訴追、家宅捜索、こういったことが行われてい

る。まさにこうしたもので起つたのが、今回の

異例定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 ぜひ、本当に住民の心配に寄り添つ

た対応を求めていたいと思います。

厚労大臣は退席いただいた結構でございます。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、

御退席いただいて結構でござります。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年

延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行

われております。そして、元閣僚等に対する刑事

訴追、家宅捜索、こういったことが行われてい

る。まさにこうしたもので起つたのが、今回の

異例定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 ぜひ、本当に住民の心配に寄り添つ

た対応を求めていたいと思います。

厚労大臣は退席いただいた結構でございます。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、

御退席いただいて結構でござります。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年

延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行

われております。そして、元閣僚等に対する刑事

訴追、家宅捜索、こういったことが行われてい

る。まさにこうしたもので起つたのが、今回の

異例定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 ぜひ、本当に住民の心配に寄り添つ

た対応を求めていたいと思います。

厚労大臣は退席いただいた結構でございます。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、

御退席いただいて結構でござります。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年

延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行

われております。そして、元閣僚等に対する刑事

訴追、家宅捜索、こういったことが行われてい

る。まさにこうしたもので起つたのが、今回の

異例定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

○藤野委員 ぜひ、本当に住民の心配に寄り添つ

た対応を求めていたいと思います。

厚労大臣は退席いただいた結構でございます。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、

御退席いただいて結構でござります。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年

延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行

われております。そして、元閣僚等に対する刑事

訴追、家宅捜索、こういったことが行われてい

る。まさにこうしたもので起つたのが、今回の

異例定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の

公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、な

ぜ検察官は特別な制度があるのかということを私

は考える必要があると思うんです。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さ

まざまな法律の立法趣旨をちょっと検討したいと

思っています。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というの

が今回問題になつているわけですけれども、検察

庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明

されていますか。

○森国務大臣 まさに第三十一条以下数箇条を割いて、きわめ

て詳細な規定を設けています。

そのため

新たに裁判所や検察庁法の制定が必要とされた

理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各

種の基本的人権の保障について、格別の注意を払

つておられます。」などと説明されています。

である憲法に、三十一条以下十条にわたって、極めて詳細な刑事手続における人権保障の規定がある。刑事手続の規定を十条も設けている憲法なんというのではなく、日本だけだと思います。

憲法学の大家、泰斗である岸部信喜先生の本にはこう書いてあるんですね。日本国憲法は、三十一条以下において、諸外国の憲法に類を見ないほど詳細な規定を置いている、これは、明治憲法下での捜査官による人身の過酷な制限を徹底的に排除するためである。

官と異なり、裁判官に準ずる身分の保障及び待遇を与えられたものであります。国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は何ら変わることなく、したがつてその任免については、なお一般的な国家公務員とは、おのずからその取扱いを異にするべきものであります。よつて、本条は、國家公務員法附則第十三条の規定に基づき、検察官法中、検察官の任免に関する規定を国家公務員法の特例を定めたものとしたものでありますと説明されております。

例えば、検察官には、刑事訴訟法の一百四十七
条で、唯一の公訴機關、もちろんここにもあるん
ですけれども、この答弁にも、刑事訴訟法によ
り、唯一の公訴機關として規定されていると。ま
た、

その上で、個々の条文についてもちょっと見たり思つんですが、これは事務方で結構ですけれども、今回焦点の一つになつてゐるのが、検察庁法三十二条の二の解釈だと思います。これは、國家公務員法が一九四七年に制定されたことを受け、この国家公務員法と検察庁法の両者の関係を整理しないといけないね、こういう必要が出てきただために、その整理のために、既に検察庁法はあつたんですが、三十二条の二というものが新設されました。

も変わらないと思うんですが、基本的な認識をお答えください。

○森国務大臣 検察官は、司法権の行使と密接不可分な性質を持つておりますので、準司法的な役割を担うという意味では特殊性を持つております。一方、行政機関の一員であるという身分もあります。

○藤野委員 今も変わらないということですね、特殊性が。ちょっとその辺をもう一回。

持つておりますので、その両者を兼ね備えた特質を持つてはいるというふうに理解しております。

中身は後で聞きます。

○藤野委員 これ、見ていただきますと、黄色く塗つてある、定年制度の内容というのがあると思
委員の御指摘どおりでございます。

うんです。ここを見ていただきますと、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とあります。(5)、(6)はいいんですが、(1)、(2)、(3)、(4)がポイントなんですね。(1)

というものは適用範囲、(2)が定年、(3)が退職日、(4)が勤務延長及び再任用であります。これらが全部そろつて定年制度なんですけれども、問題は、(1)の適用があつて初めて(2)、(3)以下の話になるという話であります。

そういう点では、先ほど紹介いただいた答弁の中でも、そういう検察官の職責の特殊性がある、だから、三十二条の二の中でも、国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は如何変わることなく、したがつてその任免については、なるべく、公務員には、さういふの又は、裁判

お一船の公務員とは、おのれがどうぞの取扱いを別にすべきものというふうにされているんです。おのづから違うんです。それはやはり、検察官の職責、非常に特殊な責務を担つてているということだから、身分保障のあり方もおのづから違うわけです。

ですから、検察庁法と国公法の適用関係は極めて明瞭でありました。つまり、検察官に国公法の定期制度は適用されないということになります。

配付資料の五をこちらにいただきたいと思うんで
すね。

すが、これは人事院総裁の書簡というものであります。まして、一九七九年のものであります。

というのば、一九八一年の国公法改正に向けて、総理府から依頼を受け、その依頼を受けて人事院

で検討したその結果をまとめたもの、そういう理解でよろしいですか。経過のみお答えください。

中身は後で聞きます。

○藤野委員 これ、見ていただきますと、黄色く塗つている、定年制度の内容というのがあると思

うんです。ここを見ていただきますと、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とあります。(5)、(6)はいいんですが、(1)、(2)、(3)、(4)がポイントなんですね。(1)

というものは適用範囲、(2)が定年、(3)が退職日、
が勤務延長及び再任用であります。これらが全部
そろつて定年制度なんですねけれども、問題は、(1)
の適用があつて初めて(2)、(3)以下の話になるとい
う話であります。

ただし、この書簡の文紙を引いて別でしているところにありますように、適用範囲のところで、「たゞ」以下にありますように、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられてゐるので、それらの規定によることとされ

いるので、それをうながして、そのものとしてあることを
しているわけであります。つまり、やはり人事院と
いうのはこの(1)の適用がないという書簡をまとめ
ているわけですね。適用がないんです。
ですから、適用がないんだから、(2)と(3)につい
ても、もともとですけれども、独自の定めがあ

題になるのはこの(1)なんですね。
ところが、今回、森大臣は、解釈か何かよくわ
かりませんが、この検察庁法が定める特例は、(1)
じやなくて、(2)、(3)だと言ひ出したんですね。轟

うんですよ。特例というのは(1)なんです。その(1)について、そこ、「ただし」に書いていいよう

に、検察官を外しましょとなつてゐる。まさに特例が書かれているわけであります。

(4)は検察庁法にないから国公法を適用するんだと確かに書いてあるけれども、(4)が書いていない。

言い出したわけです。しかし、おかしいんです。
(1)で、特例が、もう外すとなつてはいるんですね
から、(4)の話まで行くはずがない。とんでもない解
釈だと思います。

森大臣、何でこんな解釈を行つたなんですか。

○森國務大臣 委員の御指摘どおり、勤務延長制度の導入当时、検察官には、勤務……(藤野委員「解釈について聞いています、当時は知つていません」と呼ぶ)当時解釈されていたと承知をしておりますが、今は、国家公務員の一般の定年の引上げに關する検討を行つてはいた中で、その検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討したところがござります。その中で、検察庁法を所管する法務省として、今御指摘なさいました特例といふのが何かという解釈を、定年年齢と退職時期の二点であるようによく解釈しました。

また、先ほどおつしやつた趣旨の点ですけれども、勤務延長の制度について、準司法官であるといふような御指摘がございましたが、この点についても、準司法官であるという面と、それから行政官であるという面がござりますが、先ほどの身分保障でも、行政官という意味では懲戒処分も裁判官と違つて適用されます。

そのような中で、この勤務延長の趣旨が検察官に及ぶかどうかということを検討したときに、公務遂行上必要な場合もあるのではないかと、一切、どんなときも延長できないといふことが、先ほど言つた準司法官という身分といふこととその関連性を検討した結果、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶといふように解釈をしたところでございます。

○藤野委員 いやいや、先ほど大臣は検察官の職務の特殊性について答弁されましたけれども、職務の特殊性は変わらないわけですよ、特殊性は変わらないのに定年制度だけ変えるというのが今回のあれなんですよ。変えられないんですよ。特殊性が変わらないんだから、定年制も変えられない。変えてはいけないんです。それを今回手をつ

けている。

ですから、もともと特例というのはこの(1)なん

です。適用があるかどうかという範囲の話なん

です。まさにこれが特例で、そこは外しましよう

と(3)、(4)と言い出した。これは曲解以外の何物でも

す、特例というのには。それを今回、突然、(2)、

書簡を出した人事院に聞きたいんですが、この

書簡を読みますと、一年半くらいかけて鋭意検討さ

れた結果、こういう結論に達したというふうに

伺つてはいるんですが、人事院としてはもともとこ

ういう書簡の解釈をしていたということでよろし

いですね。もともとの方です、今じゃなくて。

○松尾政府参考人 お答え申し上げます。

詳細な検討過程は現時点では明らかではありません

せんけれども、検察官の定年年齢等につきまして

は、国家公務員法に定年制が導入される前から、

身分関係の特例として定められていたという経緯

等に鑑みまして、引き続き国家公務員の特例とし

て取り扱うことが適当と判断したものと考えてお

ります。

○藤野委員 やはり法の番人と言われるところで

ねて、当時の議事録を読むと、いろいろな論点も

出てきているとわかります。そうやってできたの

がこの書簡ですねということを單純に確認した

かつたわけであります。

ですから、これは、そういう、ある意味、人事

院として、政府から独立した機関として、非常に

やはり公務員にかかる大事な問題だからちゃんと

と議論しなきゃいけないと。当時の議事録はこう

当慎重に取り組みました結果、約一年半ぐらいだ

と思いますが、その期間に鋭意検討を重ねた結果、結論が得られましたと。当時の藤井総裁が国

会でこう言つて説明されているわけであります。

だから、法務省はこれを乱暴にひっくり返したわ

けですね、こうやつて検討されたものを。

ちよつと時間の関係で、法制局にもお聞きした

いんですが、かつて、一九七五年二月七日の当委

員会、予算委員会で、行政府が勝手に法律の解釈

を変えられるのかどうかと聞かれて、当時の内閣

法制局長官は何と答弁していますか。

○近藤政府特別補佐人 お尋ねの、昭和五十年二月七日の衆議院の予算委員会で、当時、吉田さん

が長官でございましたが、答弁は、「法律の解釈

は、客観的に正しく確定せらるべきもの

でありまして、行政府がこれをみだりに変更する

ことなどはあり得ないものでございます」こうお

答えています。

○藤野委員 これがやはり内閣法制局の立場だな

と私は思ふんです。行政府が勝手に法律の解釈を

変えられるのかと聞かれて、行政府がこれをみだりに変更することなどあり得ないと、極めて道理

ある答弁だと思うんですね。

ところが、今回、配付資料の六を見ていただき

ますと、応接録というのが私の部屋に届けられた

んですね。これは、勤務延長制度、国家公務員法第八十二条の三、検察官への適用についてといふもので、その真ん中あたりに「標記の件名について」とあると思うんですが、「別添のとおり、照会があつたところ、意見がない旨回答した」といふ非常にそつけない一文で終わっております。意見がないと。

内閣法制局にお聞きしたいんですが、意見がな

いというのはどういうことなのか、ちょっとと御説

明いただけますか。

○近藤政府特別補佐人 私ども、応接録のとき

があるかないかを言うといふのが職務でございま
すので、通常こういう形でお答えをしておりま
す。もともと、各法律の解釈が各所管の省庁におい
て責任を持つて日々やつておられるところでござ
いまして、各省庁で疑惑があるときに法制局に意
見を求めてくるということでござります。相
手方の考え方が私どもとしても合理的であるとい
うふうに理解し、おかしくないと思った場合には
紙で示されますから、イエスかノーかを通常答
えますので、意見なしということで了解といふこ
とでございます。

○藤野委員 やはり法の番人と言われるところで
あつて、かつ、みだりに省庁が解釈を変えようと
した場合に、それをやはりストップする責任があ
ると思うわけです。ところが、今回、意見がない
ということであります。

法制局長官は、二月十七日の予算委員会でこう
答弁されているんですね。法務省がこう考えたい
というので了としたと答弁されているんですけど、
各省庁が考えたいと言えば、国会で答弁に縛られ
ると思うわけです。ところが、意見がない

こととござります。

○藤野委員 やはり法の番人と言われるところで
あつて、かつ、みだりに省庁が解釈を変えようと
した場合に、それをやはりストップする責任があ
ると思うわけです。ところが、意見がない

こととござります。

森大臣にお聞きしたいんですが、よく森大臣

は、八一年のときに、当時の説明の第四項を挙げ

て御説明されるんですけど、私は大臣の答弁を読ん

で、その第四項に關係する八十二条の六とか十八
条の二とか、何かもう穴があくほど読んだんで

けれども、さっぱりわかりません。あれがどうし

て検察官に定年の延長を認める根拠になるんですか。

○森國務大臣 当時の議事録の中に法制度が羅列

してあるところの御指摘だと思いますけれども、
それを全てパッケージとして検察官に定年制の適

用がないといふうに、これまで別の、五日前の議事録でござりますが、そちらから読み込んだと

いうことを御指摘を受けましたので、それに対す
る答弁として、それをもしパッケージであるとす

るならば、適用……（藤野委員）いや、私の質問は、何で根拠になるのかということなんです。バッケージとかそういうことじゃない」と呼ぶ。今それを御説明しているんですけれども、それが、もし定年制という意味が……

○棚橋委員長 どうぞ説明を続けてください。

○森国務大臣 はい。それが全てを指すということがあれば、内閣総理大臣の総合調整機能が検察官に及んでいるということの説明がつきませんので、それでは、定年制の意味とは何だろうか、定年制について特例が設けられているという、その特例は何だろうかということを解釈をさせていたいた、今回その解釈をさせていただいたということを御説明申し上げたところでござります。

○藤野委員 全くお答えになつていないです。大臣の答弁の中で、国家公務員法八十一条の六、それなんだという答弁もあるんです。私、その八十一条の六も読んでみました。でも、主語はあくまで内閣総理大臣なんですね。何をやるかと

いうと、必要な調整をやるというんです。当然ですよ、これ。検察官だって行政府の一員なんだし、それはいろいろ定年制度は省庁ごとにそれぞれありますから、調整をする、これは当たり前のことです。これが何で今回定年を延長する根拠になるのかさっぱりわかりません。一〇〇%、何か適用されたって、関係ないんですよ、これは、

十八条の二も引かれているんですが、これも、主語は内閣総理大臣、やることは必要な調整と言っています。これは全く私は根拠にならないと思うんですね。

それともう一つ、大臣がよくおっしゃるのは、慎重な検討の結果とおっしゃるんですけども、これは恐らく、八十一条の三の規定を受けて人事院規則一一八の七を認定されていると思うんですね。

○森国務大臣 これは、勤務延長制度に関する解釈の変更ではなくて、個別的人事の方についての御指摘だというふうに理解をして御答弁申し上げ

ますけれども、黒川検事長については、人事院規則一一八第七条三号の、「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。」に該当するものとして勤務延長させるところとしたものでござります。

○藤野委員 三号というお話をされました。

これは、いわゆる業務の特殊性という答弁も今までの人がじやないとできない、二号は勤務状況、例えば、離島であつて簡単に補充できないとかそういうことで、三号が今おつしやった業務の特殊性なんです。

ただ、この業務の特殊性を検察に当てはめるというのは、これは非常に私は問題だと思うんであります。というのは、検察といふのは検察一体の原則

六、それなんだという答弁もあるんです。私、その八十一条の六も読みでみました。でも、主語はあくまで内閣総理大臣なんですね。何をやるかと

いうと、必要な調整をやるというんです。当然ですよ、これ。検察官だって行政府の一員なんだし、それはいろいろ定年制度は省庁ごとにそれぞれありますから、調整をする、これは当たり前のことです。これが何で今回定年を延長する根拠になるのかさっぱりわかりません。一〇〇%、何か適用されたって、関係ないんですよ、これは、

十八条の二も引かれているんですが、これも、主語は内閣総理大臣、やることは必要な調整と言っています。これは全く私は根拠にならないと思うんですね。

ですから、こういう巨大な権限を持つっている検察が政府などの不当な干渉によって左右されば、司法の独立は有名無実になる。そうしたこともありますから、検察権の行使というのが均等になされ

るよう、さまざま、いろいろな条文があるわけですね。

ですから、こういう巨大な権限を持つっている検察が政府などの不当な干渉によって左右されば、司法の独立は有名無実になる。そうしたこともありますから、検察権の行使というのが均等になされ

るよう、さまざま、いろいろな条文があるわけですね。

ですから、検察といふのは一体じやないといけないんです。先日、他の党の委員が金太郎あめどいといふ言い方をしていましたけれども、そうじやないといひけないんです、起訴を独占しているから。

○棚橋委員長 これが何で今回定年を延長する根拠になるのかさっぱりわかりません。一〇〇%、何か適用されたって、関係ないんですよ、これは、

十八条の二も引かれているんですが、これも、主語は内閣総理大臣、やることは必要な調整と言っています。これは全く私は根拠にならないと思うんですね。

安倍政権が問題なんですね。

これ、法務省、大臣が内閣法制局に依頼した、

いいですかと相談したというのは一月十七日だと

答弁されました。これがもし事実だとしますと、

その前後に何があったか。

十月三十一日に河井前法務大臣が辞表を提出さ

ますと、この検察の一体性と大きく矛盾してしまう大臣、そう思いませんか。

○森国務大臣 検察官同一体の原則というのは、

検察官が行政権の一部であることから、検察権行使の均齊と適正を図るために、上司の指揮監督に服されるというものです。検察官同一体の原則は、一般的行政機関と同様、個々の職員が上司の指揮監督に服することなどは同様であると解釈をしています。

検察官は、その点において一般の行政機関の職員と異なるところはなく、検察官同一体の原則は検察官への……（発言する者あり）

検察官は、その点において一般の行政機関の職

員と異なるところはなく、検察官同一体の原則は

検察官への……（発言する者あり）

検察官は、その点において一般の行政機関の職

員と異なるところはなく、検察官同一体の原則は

検察官への……（発言する者あり）